

◎新潟県告示第864号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和2年7月31日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
藤田歯科医院	長岡市与板町与板505番地	令和2年6月1日
清華ファミリークリニック	上越市本町三丁目1番7号	令和2年5月1日
医療法人社団 犬井歯科クリニック	柏崎市岩上10番30号	令和2年3月31日
相澤医院	糸魚川市新鉄1丁目3番6号	令和2年5月31日
糸魚川子どもクリニック	糸魚川市南押上1丁目16番3号	令和2年4月30日